

4月
2日(日)から
8日(土)は

「お出かけは マスク戸締まり 火の用心」 春の火災予防運動です



運動期間中、
午後7時にサイレンを
鳴らします。
火災と間違えないよう、
ご注意ください。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となりました。火災は財産を灰にし、生命をも奪ってしまいます。次に示す、「住宅防火いのちを守る10のポイント」に注意し、火の用心を心がけましょう。

住宅防火いのちを守る10のポイント

〈4つの習慣〉

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●住宅用火災警報器の点検をしましょう

▶定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障が電池切れです*。警報器の本体または電池を交換しましょう。

▶古くなったら交換



火災以外で警報音が鳴った場合。

本体の故障が電池切れです*。警報器本体または電池を交換しましょう。

※故障が電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感じなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

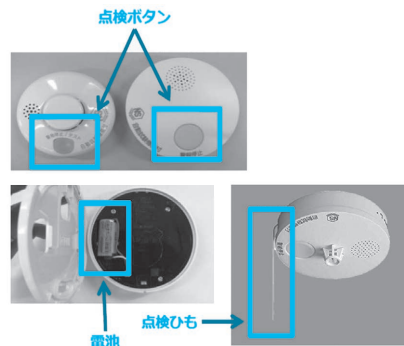


図 町消防署 (☎852・2028)

防火・防災作文コンクール 最優秀賞受賞作品のご紹介

私は、テレビのニュース番組で放送されていた火事の映像を見て、いったい何が原因なのか、また、どのようなことに気を付ければ火事を防げるのか調べてみました。総務省消防庁の令和元年の資料によると、一般的な火災の原因は、多い順に「たばこ」「たき火」「コンロ」だということが分かりました。私は、なぜそのような原因の火事が多いのか疑問に思い、さらに深く調べてみると、たばこの火災は吸いがらの不適当な場所への放置によるものが多く、ポイ捨てなどがそれに当たります。たき火が原因の火災では、火が強風にあおられ、枯れ草や落ち葉に燃え移ったり、消火の準備が整っていないなど、さまざまな原因があるとのこと。そして、コンロによる火災の大半は、消し忘れによるもの

「火事の原因と予防」

五城目小学校6年
坂谷 □さん(雀籠)



だということが分かりました。私は、自分の身のまわりに、火事になるような危険な場所がないか調べてみることにしました。私の家族でたばこを吸う人はいません。たき火も決められた場所ではしかできないので、あまりする機会がありません。そうすると、私の家で一番身近なのはコンロです。普段からやかんの火をつけっぱなしにしていないか、また、出かける前などにコンロの消し忘れがないか、私がチェックしようと思いました。小さなことが原因で大きな火事になりかねないので、常に気を付けて生活をしていきたいです。そして、今回学んだことを自分だけでなく、家族みんなに知らせ、全員で防火を意識して過ごしたいと思います。

起業や事業の拡充を支援します

町では、しごとづくりや移住・定住を促進させるため、町内の金融機関や商工会等と連携しながら、各種補助事業を実施しています。ご相談は随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

店舗・事業所の改修、食品の製造・加工施設の整備等を支援

事業所改修等支援事業

図 町商工振興課 (☎852・5222)

改修に要する工事費等の経費を補助します。(町内事業者による工事に限ります)
▶対象：町内に住所を有する個人、企業(改修費用が10万円以上であること)で、町が指定する業を営む方(対象となる業種は電話等で確認ください)。▶補助率：2分の1 ▶交付限度額：1件につき50万円 ▶申込期限：申請額が予算250万円に達するまで

新商品の開発や既存商品の改良、販路開拓等を支援

ものづくり支援事業

図 町商工振興課 (☎852・5222)

新商品の開発、既存商品の改良、宣伝、販路開拓等のための経費を一部補助します。
▶対象：町内に住所を有する個人、団体、企業▶補助率：10分の10 ▶交付限度額：1件につき20万円 ▶申込期限：申請額が予算100万円に達するまで

空き家を利活用した移住・定住促進イベントを支援

移住・定住促進イベント事業

図 町住民生活課 (☎852・5112)

空き家を利活用した公開リフォームイベント等を実施する方に対して、経費の一部を補助します。
▶対象：①町外から移住された方または移住予定の方 ②転入後3年を経過していない方▶補助率：10分の10 ▶交付限度額：1件につき25万円

起業する方を支援

起業等支援事業

図 町まちづくり課 (☎852・5361)

起業のための経費の一部を補助します。
▶対象：本年度中に起業する方 ▶補助率：2分の1 ▶交付限度額：1件につき50万円

正社員を新規雇用する事業所を支援(農林業)

新規雇用企業等支援事業

図 町農林振興課 (☎852・5215)

60歳未満の方を正社員として新規に1年以上雇用する事業所に対して補助します。
▶対象：社会保険・雇用保険に加入している農林業に関わる町内事業所(過去に本事業による交付を受けた事業所は対象外) ▶交付限度額：1事業所につき50万円

町への移住や県内企業へ就業される方を支援

移住支援金給付事業

図 町まちづくり課 (☎852・5361)

町内への移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目指して移住支援金を交付します。
▶対象：東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)から五城目町に移住し、秋田県が運営する秋田移住支援金マッチングサイト(注)に登録されている移住支援金対象法人に正規就職した方ほか一定要件を満たした方 ▶交付限度額：家族で移住の場合は100万円、単身で移住の場合は60万円

起業した方の持続的な経営や事業の拡充を支援

起業家事業拡充支援事業

図 町まちづくり課 (☎852・5361)

広報費、設備費、事業所移転経費などの一部を補助します。
▶対象：町の起業支援制度を活用して起業、または起業相談のうえ起業された方 ▶補助率：2分の1 ▶交付限度額：1件につき50万円

起業する場所を探しに町へ視察に訪れる方を支援

起業希望者旅費等支援事業

図 町まちづくり課 (☎852・5361)

五城目町を視察するときの交通費や宿泊費などの一部を補助します。
▶対象：起業しようとしている県外の方(町内に宿泊することを要します)。▶補助率：2分の1 ▶交付限度額：1件につき5万円

注)秋田移住支援金マッチングサイト: <https://kocchake.com/furusatokyujin>